

改正

平成25年9月24日条例第44号

平成27年3月19日条例第26号

令和2年9月16日条例第39号

令和3年9月16日条例第31号

令和3年12月15日条例第40号

東吾妻町議会基本条例

目次

前文

第1章 活動の原則（第1条・第2条）

第2章 公開の原則（第3条）

第3章 議会と行政の連携（第4条—第7条）

第4章 自由討議の推進（第8条）

第5章 議会の適切な運営及び体制強化（第9条—第13条）

第6章 議員定数、報酬等（第14条—第16条）

附則

町民に選挙で選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成された東吾妻町議会（以下「議会」という。）は、議決機関として、町民福祉の向上及び民主的で平和な社会の実現のために、町民参加のもと、政策決定及び事務執行について監視、評価を行うとともに政策立案と政策提言を行う必要がある。

住民自治が強く求められる時代の中で、議会の果たす役割は、今後一層重要となる。

ここに議会は、議会及び議員の使命と責任を強く自覚したうえで、機能的な活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのため限りない努力を続けるために、この条例を定めるものである。

第1章 活動の原則

（議会活動）

第1条 この条例は、議会の最高規範とする。

2 議会は、この条例に反する条例の制定及び解釈は行わない。

3 議会は、町民の意思が反映できるための議論の場であるという認識を踏まえ、常に町民にとって有益な施策を積極的に提案するよう取り組まなければならない。

4 議会は、議会が議決し、策定された構想及び計画等について、その適正な進行を促進するため必要な管理その他の確認を行うものとする。

(議員活動)

第2条 議員は、討議に積極的に参加し、議員相互間の自由な討議の推進を尊重しなければならない。

2 議員は、町民全体の利益及び福祉の向上を目指して活動しなければならない。

3 議員は、その地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。

4 議員は、政策、計画等を策定するために設置する審議会、協議会等のメンバーに加わらないように努めなければならない。

第2章 公開の原則

第3条 議会の会議は、原則として、すべての会議（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会の会議を含む。）を公開する。

2 会議における傍聴者の定数は、会議場等の収容人数を考慮し、別に定める。この場合において、当該傍聴者の数その定数を超えるときは、先着順とする。

3 議会は、可能な限り傍聴者に対し議案の審議に用いる議案書及び資料等を提供し、町民の傍聴意欲を高める議会運営とする。

4 会議は、必要に応じ、休日及び夜間において開会することができる。

5 会議録は、当該会議終了後速やかに調製し、閲覧に供するものとする。ただし本会議の議事録は、東吾妻町のホームページに掲載するものとする。

6 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、積極的に提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。この場合において、採択した案件については、責任をもって実現に努めるものとする。

7 議会は、議会報告会を年1回以上開催し、町民との相互理解を図るものとする。

8 議会は、案件に対する議員の判断結果を議会広報により公表するものとする。

第3章 議会と行政の連携

(議会及び議員と町長等の関係)

第4条 本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）における質疑応答は、町政上の論点及び争点を明確にし、一定の方向性を見いだすために一問一答制とする。

2 本会議等に説明者として出席した町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）は、議員の質問に対して当該会議を主催する者（以下「議長等」という。）の許可を得て反問することができる。

3 本会議等における議員及び町長等の発言は、すべて信義誠実に行うものとし、少数意見も平等に尊重しなければならない。

（議会審議における要求）

第5条 議会は、町長が政策、計画及び事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、町長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- （1） 政策等が必要な根拠
- （2） 総合計画における位置づけ
- （3） 関係ある法令及び条例
- （4） 実施に必要な財源措置及び積算の根拠資料
- （5） 将来負担の経費計算書
- （6） 他の自治体における類似政策等との比較検討結果
- （7） その他必要に応じて議会が求める資料

2 議会は、予算書案及び決算書の審議に当たって、必要に応じ、町長等に当該施策又は事業別の説明資料を提出するよう求めることができるものとする。

（情報の共有）

第6条 議会は、町長に対し必要な情報を適正な時期に提供するよう求めることができるものとする。

（議決事項の追加）

第7条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、同条第1項に定めるもののほか、議会の議決すべきものとして、次のとおり定める。

- （1） 東吾妻町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本計画に関すること。
- （2） 公債費比率適正化計画に関すること。
- （3） 職員定員適正化計画に関すること。
- （4） 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に定める地方公共団体実行計画に関すること。

第4章 自由討議の推進

第8条 議会は、本会議等における町長等の出席要請を最小限にすることに努め、議員相互間の討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議等において審議し、結論を決定するときは、議員相互間の自由討議による議論を尽くし、その合意形成に努めるものとする。

3 議員は、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提案するように努めなければならない。

第5章 議会の適切な運営及び体制強化

(議会運営体制の整備)

第9条 議会は、行政課題に迅速かつ適切に対応するために、常任委員会及び特別委員会の機能強化と機動力向上を図るよう努めなければならない。

2 議会は、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報や意見交換ができる場を設定するよう努めるものとする。

第10条 議会は、議員の政策研究及び町民の町政への理解促進に資するために、町長等との連携のもと、情報機器の導入をはじめ、関係情報、図書等の集積に努めるとともに、積極的に活用するための条件整備を図るものとする。

(議会事務局の機能充実)

第11条 議会は、町長等との連携のもと、議員が積極的に政策、条例、意見書等の提案をすることができるよう、議会事務局において調査、法務等に関する機能の充実を図るよう努めるものとする。

(議員の研修機会の充実)

第12条 議会は、この条例の趣旨を踏まえ、議員の資質向上のために必要な研修機会の充実を図るものとする。

2 議会は、研修に必要な予算を確保し、必要に応じて専門的知識又は学識経験を有する者を招集することができるものとする。

(広報活動の充実)

第13条 議会は、議会の視点から町民に対し必要な情報を的確に伝えるよう努めなければならない。

2 議会は、発達する情報伝達手段を積極的に活用し、議会の活動をより多くの町民に的確に伝えるように努めるものとする。

第6章 議員定数、報酬等

(議員の定数)

第14条 議員の定数は、別に定める。

2 議員の定数は、町政の現状及び課題並びに将来予測を十分に考慮し、必要に応じ、参考人制度及び公聴人制度を利用して定めるものとする。

3 議員の定数の改正は、法第74条第1項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由を付して議員が提案するように努めるものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬の額は、別に定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、必要に応じ、東吾妻町特別職報酬等審議会の意見を聴くよう努めなければならない。

3 議員報酬の改正は、法第74条第1項の規定による直接請求があった場合を除き、明確な理由を付して議員が提案するように努めるものとする。

(条例の見直し等)

第16条 議会は、この条例が適正に運用されているか、議会運営委員会において定期的に検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、この条例を改正する必要性が生じたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る特例)

2 令和2年及び令和3年に限り、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のため、第3条第7項に定める議会報告会は開催しない。

附 則（平成25年9月24日条例第44号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月16日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月16日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。